

佐賀労働局発表

平成 30 年 12 月 25 日(火)

【担当】

佐賀労働局職業安定部職業対策課

課 長 飯田 善勝

地方障害者雇用担当官 宮崎 真二

TEL 0952-32-7217 FAX 0952-32-7223

<https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/>

平成 30 年 佐賀県内の公的機関等における 障害者雇用状況の集計結果

佐賀労働局(局長 菊池 泰文)では、このほど、県の機関、市町の機関、県教育委員会及び地方独立行政法人における、平成 30 年障害者雇用状況の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

県の機関、市町の機関、県教育委員会は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号。以下、「法」という。)第 40 条に基づき、毎年、障害者である職員の任免に関する状況を、障害者任免状況通報書により厚生労働大臣に対して通報しなければならないこととされています。

また、地方独立行政法人は、法第 43 条に基づき、毎年、障害者である労働者の雇用に関する状況を、障害者雇用状況報告書により厚生労働大臣に対して報告しなければならないこととされています。

今回の集計結果は、法に基づき、平成 30 年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、集計したものです。

なお、民間企業における障害者の雇用状況については、データ入力のための作業ツールの不具合により、平成 31 年 3 月末までに公表する予定です。

【集計結果の主なポイント】

＜地方公共団体＞法定雇用率 2.5%、県の教育委員会は 2.4% ※ () は前年の値

○県の機関及び教育委員会は、3 機関中全機関が法定雇用率未達成

・県の機関：雇用障害者数 83.5 人 (85.5 人)、実雇用率 2.26% (2.40%)

・県の教育委員会：雇用障害者数 133.0 人 (142.0 人)、実雇用率 2.09% (2.22%)

○市町の機関は、33 機関中 16 機関が法定雇用率達成

・市町の機関：雇用障害者数 227.0 人 (220.0 人)、実雇用率 2.32% (2.37%)

＜地方独立行政法人＞法定雇用率 2.5%

※ () は前年の値

○雇用障害者数 17.0 人 (21.0 人)、実雇用率 2.12% (2.74%)

障害者雇用状況の集計結果（概要）

1 地方公共団体における在職状況

※（ ）は前年の値

(1) 県の機関（法定雇用率2.5%）

県の機関に在職している障害者の数は83.5人(85.5人)で、前年より2.3% (2.0人)減少しており、実雇用率は2.26% (2.40%) と、前年に比べ0.14ポイント低下した。

〔総括表1(1)、詳細表1(1)、各機関の状況1(1)〕

(2) 市町の機関（法定雇用率2.5%）

市町の機関に在職している障害者の数は227.0人 (220.0人) で、前年より3.2% (7.0人) 増加したが、実雇用率は2.32% (2.37%) と、前年に比べ0.05ポイント低下した。

33機関中16機関が達成。

〔総括表1(2)、詳細表1(2)、各機関の状況1(2)〕

(3) 県の教育委員会（法定雇用率2.4%）

県の教育委員会に在職している障害者の数は 133.0人 (142.0人) で、前年より6.3% (9.0人) 減少しており、実雇用率は 2.09% (2.22%) と、前年に比べ0.13ポイント低下した。

〔総括表1(3)、詳細表1(3)、各機関の状況1(3)〕

2 地方独立行政法人における雇用状況

※（ ）は前年の値

地方独立行政法人（法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は17.0人 (21.0人) で、前年より19.0% (4.0人) 減少しており、実雇用率は2.12% (2.74%) と、前年に比べ0.62ポイント低下した。

〔総括表2、詳細表2、各機関の状況1(4)〕

1 障害者の雇用状況(総括表)

1. 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率2.5%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関数	⑤ 達成割合
県の機関	3,702.0人	83.5 人	2.26%	0/2	0.0%
	(3,559.0人)	(85.5人)	(2.40%)	(2/2)	(100.0%)

(2) 市町の機関(法定雇用率2.5%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関数	⑤ 達成割合
市町の機関	9,796.5人	227.0 人	2.32%	16/33	48.5%
	(9,289.5人)	(220.0人)	(2.37%)	(19/27)	(70.4%)

(3) 県の教育委員会(法定雇用率2.4%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関数	⑤ 達成割合
県の教育委員会	6,375.0人	133.0 人	2.09%	0/1	0.0%
	(6,384.5人)	(142.0人)	(2.22%)	(1/1)	(100.0%)

2. 地方独立行政法人における雇用状況(法定雇用率2.5%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成法人数	⑤ 達成割合
地方独立行政法人	800.5人	17.0 人	2.12%	0/1	0.0%
	(766.5人)	(21.0人)	(2.74%)	(1/1)	(100.0%)

- 注 1. 1の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
2. 2の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
3. 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者（平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者）については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
4. 法定雇用率2.4%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
5. () 内は、前年6月1日現在の数値である。
6. 市町の機関には、市町の教育委員会（法定雇用率2.4%が適用される教育委員会を除く）を含むものである。
7. 「地方独立行政法人」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号の法人を指す。

1. 地方公共団体における在職状況(詳細表)

(1) 県の機関 (法定雇用率2.5%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用 労働者数 の基礎となる職 員数	③ 障害者の数			④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
			A. 重度身体 障害者及び 知的障害者 と併発する 障害者	B. 重度身体 障害者及び 知的障害者 と併発する 障害者 と併発する 障害者 (注4)	C. 重度 障害者 (注5)			
県の機関	2	3,702.0	24	0	32	2.26	0	0.0
()	(2)	(3,559.0)	(25)	(0)	(33)	(2.40)	(2)	(100.0)

(1)(1)①表の注

- 注1 ②欄の「法定雇用労働者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 注2 ③A欄の「重度身体障害者及び知的障害者」とは、法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントしている。

ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下注4に該当する者については、1人分としてカウントしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者を含む。

- ①平成27年6月2日以降に採用された者であること
- ②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

5 D欄の精神障害者である短時間勤務職員とは、精神障害者である短時間勤務職員のうち、注4に該当しない者である。

6 F欄のうち新規雇用分は平成29年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

7 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数		② 身体障害者の数		③ 知的障害者の数		④ 精神障害者の数	
	a. 重度身体障害者 ある短時間勤務職員	b. 重度身体障害者 と併発する障害者 (注4)	c. 重度身体障害者 と併発する障害者 (注4)	d. 重度身体障害者 と併発する障害者 (注4)	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分	g. うち新規雇用分	f. 計 $c + (d-e) \times 0.5$
県の機関	24	0	31	7	82.5	0.5	0	1.0
()	(25)	(0)	(32)	(5)	(84.5)	(3.5)	(0)	(1.0)

(1)(1)②表の注

注1 ①欄の「障害者の数」は②のe欄及び④欄の計である。

2 ③a欄の「重度身体障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。

3 ③b欄の「重度身体障害者と併発する障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。

4 ③c欄の「重度身体障害者と併発する障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。

5 ③d欄の「重度身体障害者と併発する障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。

6 ③e欄及び④欄の「短時間勤務職員」は平成29年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

7 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 市町の機関 (法定雇用率2.5%)

① 概況

① 機関数 区分	② 法定雇用障害者の数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数			④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合			
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者(注4)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)				D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員(注5)		
市町の機関	33 (27)	53 (59)	7 (7)	110 (91)	8 (8)	227.0 (220.0)	36.5 (22.5)	2.32 (2.37)	16 (19)	48.5 (70.4)

注 1) ①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数				② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数			
	a. 重度身体障害者	b. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	a. 重度身体障害者	b. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	a. 重度知的障害者	b. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	a. 精神障害者である短時間勤務職員	b. 精神障害者である短時間勤務職員	c. 精神障害者である短時間勤務職員	d. 精神障害者である短時間勤務職員
市町の機関	227.0 (220.0)	53 (58)	7 (7)	96 (81)	7 (7)	212.5 (207.5)	29.5 (20.5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (3)	1 (1)	8 (7)	1 (0)	1 (1)	9.0 (7.0)

注 1) ②の表と同じ

(3) 県の教育委員会 (法定雇用率2.4%)

① 概況

① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数			④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者(注4)	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者(注4)			
機関 1	6,375.0	37	59	0	2.09	0	0.0
県の教育委員会	(6,384.5)	(38)	(66)	(0)	(2.22)	(1)	(100.0)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

① 障害者の数	② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数			④ 精神障害者の数				
	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者でない身体障害者	c. 重度以外の身体障害者	a. 重度知的障害者	b. 重度以外の知的障害者	c. 重度以外の知的障害者	c. 精神障害者である勤務員	d. 精神障害者である短時間勤務員	e. 計	f. 計	g. うち新規雇用分
133.0	37	48	0	0	0	0	11	0	11.0	0.0	3.0
(142.0)	(38)	(55)	(0)	(0)	(0)	(0)	(10)	(0)	(10.0)	(-)	(2.0)

注 1(1)②の表と同じ

2. 地方独立行政法人における雇用状況(詳細表)

地方独立行政法人(法定雇用率2.5%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数		③ 障害者の数		E. 計 A×2+B+C +D×0.5	④ 法定雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成法人の数	⑥ 法定雇用率達成法人の割合
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者	D. 重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者				
地方独立行政法人	1 (1)	800.5 (766.5)	3 (5)	1 (1)	10 (10)	17.0 (21.0)	2.12 (2.74)	0 (1)	0.0 (100.0)

(注) ②表の注)

- ① ②表の「法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
 - ② A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを当該「重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを当該「重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとする。
 - ただし、精神障害者である短時間労働者についても、以下注4に該当する者については、1人分としてカウントされる。
 - C欄の「精神障害者」には、精神障害者である短時間労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
 - A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
 - 平成27年6月2日以降に採用された者であること。
 - 平成27年6月2日以降に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
 - D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。
 - F欄の「うち新規雇用分」は、平成29年6月1日現在の数値である。
- なお、精神障害者は平成18年4月1日から平成29年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた労働者数である。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数		② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数					
	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外身体障害者	d. 重度以外身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外知的障害者	d. 重度以外知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者である短時間労働者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
地方独立行政法人	17.0 (21.0)	3 (5)	1 (1)	9 (9)	16.0 (20.0)	2.0 (3.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1.0 (1.0)	0.0 (0.0)

(注) ②表の注)

- ① ②表の「障害者の数」とは②aのe欄及び②cのe欄の計である。
- ②a欄の「重度身体障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- ②a欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者並びに知的障害者」には法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- ②a欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」並びに②b欄(注5参照)に該当しない精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- ②b欄の「知的障害者」は、精神障害者である短時間労働者であり、②cのb、d欄及び②cのd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- ②c欄の「知的障害者」は、精神障害者である短時間労働者であり、次のいずれかに該当する者であること
 - 平成27年6月2日以降に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
 - 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- ②d欄及び②e欄の「うち新規雇用分」は平成29年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた労働者数である。
- ()内は平成29年4月1日現在の数値である。

※「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第22条第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

1 地方公共団体の各機関の状況

(1) 県の機関の状況（法定雇用率2.5%）

区分	項目	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計		3,702.0	83.5	2.26	8.5	
佐賀県知事部局		3,381.5	78.0	2.31	6.0	
佐賀県警察本部		320.5	5.5	1.72	2.5	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間勤務職員である精神障害者(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(2) 市町の機関の状況（法定雇用率2.5%）

区 分	項 目	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
合 計		9,796.5	227.0	2.32	27.5	
佐賀市		1,802.0	56.5	3.14	0.0	
唐津市(特例認定)		1,631.5	42.0	2.57	0.0	注4
鳥栖市		482.5	6.0	1.24	6.0	
多久市(特例認定)		392.5	7.5	1.91	1.5	注4
伊万里市		510.5	12.0	2.35	0.0	
武雄市		333.5	7.5	2.25	0.5	
鹿島市(特例認定)		324.0	10.0	3.09	0.0	注4
小城市		276.5	5.0	1.81	1.0	
嬉野市		253.0	5.0	1.98	1.0	
神埼市(特例認定)		339.0	14.0	4.13	0.0	注4
吉野ヶ里町		133.5	5.0	3.75	0.0	
基山町		155.5	3.0	1.93	0.0	
上峰町(特例認定)		120.0	1.0	0.83	2.0	注4
みやき町		273.5	5.0	1.83	1.0	
玄海町		120.0	4.0	3.33	0.0	
有田町		156.5	3.0	1.92	0.0	
大町町		90.0	2.0	2.22	0.0	
江北町		100.0	2.0	2.00	0.0	
白石町(特例認定)		253.0	4.0	1.58	2.0	注4
太良町		158.0	3.0	1.90	0.0	
佐賀市上下水道局		156.5	4.0	2.56	0.0	
伊万里・有田地区医療福祉組合		195.0	3.0	1.54	1.0	
佐賀県競馬組合		60.5	0.0	0.00	1.0	
佐賀東部水道企業団		81.0	2.0	2.47	0.0	
杵藤地区広域市町村圏組合		59.0	1.0	1.69	0.0	
佐賀中部広域連合		47.0	0.0	0.00	1.0	
佐賀市教育委員会		530.5	11.0	2.07	2.0	
鳥栖市教育委員会		110.5	0.0	0.00	2.0	
伊万里市教育委員会		176.0	2.0	1.14	2.0	
武雄市教育委員会		155.0	3.0	1.94	0.0	
小城市教育委員会		166.0	3.5	2.11	0.5	
嬉野市教育委員会		83.0	0.0	0.00	2.0	
みやき町教育委員会		71.5	0.0	0.00	1.0	

※ 武雄市においては、平成30年8月21日現在において、障害者数8.5人、実雇用率2.55%、不足数0.0人となっている。

※ 伊万里・有田地区医療福祉組合においては、平成30年12月17日現在において、障害者数4人、実雇用率2.36%、不足数0.0人となっている。

※ 佐賀市教育委員会においては、平成30年8月20日現在において、佐賀市と特例認定を受けている。

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間勤務職員である精神障害者(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定機関(A)	みなされることとなる機関(B)
唐津市	唐津市教育委員会
多久市	多久市教育委員会
鹿島市	鹿島市教育委員会
神埼市	神埼市教育委員会
上峰町	上峰町教育委員会
白石町	白石町教育委員会

(3) 県の教育委員会の状況（法定雇用率2.4%）

区分	項目	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
佐賀県教育委員会		6,375.0	133.0	2.09	20.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(4) 地方独立行政法人の状況（法定雇用率2.5%）

区分	項目	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
地方独立行政法人 佐賀県医療センター好生館		800.5	17.0	2.12	3.0	

※ 佐賀県医療センター好生館においては、平成30年12月1日現在において、障害者数22人、実雇用率2.74%、不足数0.0人となっている。

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間勤務職員である精神障害者(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%]
(45.5人 [50人] 以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%]
〔労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 5% [2. 3%]
(40人 [43.5人] 以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4% [2. 2%]
(42人 [45.5] 以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 平成27年6月2日以降に採用された者であること
- ② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること